

## JICA海外投融資に関する案件選択の指針

平成24年10月16日

外務省国際協力局開発協力総括課  
財務省国際局開発政策課  
経済産業省貿易経済協力局資金協力課  
独立行政法人国際協力機構企画部

### 1. 基本的考え方

- 開発援助機関であるJICAが「有償資金協力」として行う「開発事業」への資金供給。(注1)
- 既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件への対応(新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定))。

### 2. 対象分野

上記基本的考え方を踏まえ、以下の3分野とする。

- インフラ・成長加速化
- MDG・貧困削減
- 気候変動対策

### 3. 対象国

ODA対象国とする。

### 4. 取引形態による対象類型

上記基本的考え方を踏まえ、取引形態に着目した以下の要件を設定し、それらを考慮しつつ既存の金融機関では対応出来ない、開発効果の高い案件であることを政府が確認する。なお、事業達成の見込みがあると認められる場合に限る(JICA法14条3項)。

#### (1) 融資

- ① 以下の2要件を満たすこと。
  - 先導的案件であること。(注2)
  - 案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。
- ② 加えて、リコース型案件及び協調融資案件においては、以下のとおりとする。
  - リコース型案件については、原則として、日本(日系)企業以外が

信用補完するもの。

- 協調融資案件については、以下のいずれかを満たすものとする。
  - (i) 相手先が地場金融機関のみのもの。
  - (ii) 相手先が国際開発金融機関のみのもの。
  - (iii) 相手先が地場金融機関及び国際開発金融機関のみのもの。

## (2) 出資

案件実施について、ホスト国政府等に対してしかるべく事前の通報が行われ、かつ原則回答が得られること。なお、過去の実施案件の研究・評価を踏まえ、既存金融機関では対応できない、開発効果の高い案件を如何に選定するか事案ごとに慎重な検討が必要。

(以 上)

### (注1)

- 開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。(JICA法3条)
- 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。(JICA法13条1項2号ロ)

「有償資金協力」：有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているもの）

「開発事業」：開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業

### (注2)

- 先導的案件とは、原則として、過去にホスト国の類似案件について非譲許的条件での融資実績がない場合。
- ホスト国における今後の事業モデルとなりうる案件を形成することを通じ、我が国企業の海外展開の可能性を拡大する役割を期待。